

温浴サプリ・機能訓練ハーフデイ奈良日和2nd 地域密着型通所介護 運営規程

第 1 条 株式会社ウェルネスサプリが経営する「温浴サプリ・機能訓練ハーフデイ奈良日和2nd」(以下、「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 事業所の生活相談員、介護職員、及び機能訓練指導員(以下、「介護職員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携を図る。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 温浴サプリ・機能訓練ハーフデイ奈良日和2nd
- (2) 所 在 地 奈良県奈良市石木町92番地 イオンタウン富雄南内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 常勤1名
管理者は事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生 活 相 談 員 サービス提供時間中に1名
生活相談員は利用申込等の調整、通所介護計画作成、家族との連絡調整等を行う。
- (3) 看 護 職 員 非常勤1名(別途訪問看護ステーションに委託)
看護職員は利用者の日常生活上の健康管理を行う。
- (4) 介 護 職 員 サービス提供時間中に2名以上
介護職員は通所介護計画に基づいて適切な介護サービスを提供する。
- (5) 機 能 訓 練 指 導 員 サービス提供時間中に1名以上
機能訓練指導員は利用者の日常生活上の機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
(ただし、お盆、年末年始は休業)
- (2) 営業時間 8:30 ～ 17:30
- (3) サービス提供時間
 - 1単位目 (午前) 9:00 ～ 12:30
 - 2単位目 (午後) 13:30 ～ 17:00

(利用定員)

第 7 条 この事業の単位ごとの利用定員は次のとおりとする。

- 1単位目 (午前) 14 人
- 2単位目 (午後) 18 人

(事業の内容)

第 8 条 この事業所の事業内容は次のとおりとする。

- ① 生活指導(相談・援助等)
- ② 脳・身体機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ 個別機能訓練(地域密着型通所介護)

(通常の事業実施地域)

第 9 条 通常の事業実施地域は奈良市とする。

(利用料等)

第 10 条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとする。

2. 前項のほかにかかる料金は次表のとおりとする。

項 目	金 額 (税 別)	備 考
ミネラルウォーター代	1回ご利用につき 50 円	水分補給のための水代として
ティータイム代	1回ご利用につき 100 円	コーヒー等の飲物、茶菓子代として

- 3. 利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の場合、交通費として、実施地域を超えた地点から往復500円(税込み)を徴収する。
- 4. 本条に定める費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 サービスの提供にあたっては、事前に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者またはその家族の同意を得る。

(緊急時における対応方法)

第 12 条 介護職員等は、事業実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、生活相談員と連携のうえ、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 13 条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 14 条 事業者は、非常災害に備えるため、防災計画を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

2. 防火訓練計画により年2回の訓練を実施するとともに、日常、防火のための点検を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 事業所は職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月

(2) 継続研修 年2回

2. 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
5. 事業所は、必要な記録・帳票等を整備し5年間保存する。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ・この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- ・変更後の第5条、第6条及び第7条の規定は、平成29年5月19日から施行する。
- ・変更後の第5条、第6条及び第7条の規定は、平成29年6月26日から施行する。
- ・変更後の第5条、第6条及び第7条の規定は、平成29年7月12日から施行する。
- ・変更後の第10条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- ・第15条の規定は、令和4年2月1日から施行する。
- ・変更後の第7条の規定は、令和5年5月16日から施行する。
- ・変更後の第6条第1号および第7条の規定は、令和5年10月1日から施行する。